

## 判例研究

# NHK 受信料債権の消滅時効の起算点—判決による受信契約締結の場面について

——最高裁大法廷平成 29 年 12 月 6 日判決民集 71 卷 10 号 1817 頁——

川 上 生 馬

### 【事実の概要】

Y（被告）は、平成 18 年 3 月 22 日以降、その住居に、X（原告・NHK）の衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるカラーテレビジョン受信設備を設置した。その後、X は、平成 23 年 9 月 21 日到達の書面により、Y に対し、受信契約の申込みをしたが、Y は、上記申込みに対して承諾をしていない。そこで、X は、Y に対し、放送法 64 条 1 項<sup>(1)</sup>等に基づき、主位的には、X からの放送受信契約締結の申込みが Y に到達した時点で放送受信契約が成立したと主張して、平成 18 年 4 月分から平成 26 年 1 月分までの未払受信料の支払を求め（主位的請求）、予備的には、①同契約が成立していないことを前提に、Y が放送受信契約締結義務の履行を遅滞しているとして、債務不履行に基づく損害賠償の支払を求め（予備的請求 1）、②Y には X からの放送受信契約締結の申込みに対してこれを承諾する意思表示をする義務があるとして、民法 414 条 2 項ただし書に基づきこの承諾の意思表示を求めるとともに、これによって成立する放送受信契約に基づく未払受信料の支払を求め（予備的請求 2）、③Y が法律上の原因なく受信料相当額を利得しているとして、不当利得に基づく利得金である未払受信料相当額の支払を求める（予備的請求 3）事案である。

第 1 審である東京地裁平成 25 年 10 月 10 日判決は、X（原告・NHK）の主位的請求および予備的請求 1 を棄却し、予備的請求 2 については、放送法 64 条 1 項の趣旨や放送法の構造等を総合考慮した結果、民法 414 条 2 項ただし書が適用されるとし、受信設備設置時からの受信料債務の存在を認めた。また、放送法 64 条 1 項の規制目的には正当性があり、規制手段にも必要性及び合理性が認められるから、同項は、公共の福祉に適合する制限を定めたものであって、憲法 29 条に違反するものではないとした。なお、第 1 審は、「もちろん、放送受信契約の現実の締結によって、受信機設置の時に遡って受信料支払債務が具体的に確定されても、既に潜在的に進行していた消滅時効の効果を妨げるものではないと解されるが、本件において、消滅時効の援用の主張はないので、判断しない」としている。

原審である東京高裁平成 26 年 4 月 23 日判決は、第一審と基本的に同様の判決を下しているが、あらたに Y が主張した受信料債権の消滅時効について以下のように判示する。すなわち

ち、「Yは、受信料債権は民法169条所定の債権に当たるから消滅時効期間は5年であると主張して、消滅時効を援用するのに対し、Xは、[1] 受信料債権には民法169条は適用されないから消滅時効期間は10年である、[2] 第1審原告は放送受信契約成立前に受信料債権を行使することはできないのであるから、受信料債権の消滅時効の起算点は放送受信契約の成立時である、[3] 受信料債権の消滅時効はXからYに対する本件通知の到達（平成23年9月21日）及びそれから6か月以内の本訴提起（同11月16日）によって中断していると主張する。そこで検討するに、受信料債権は、放送受信契約という基本契約に基づいて発生する支分権であり、規約のとおり、月額が定められ、2か月ごとに支払期が到来するものと定められた金銭債権であるから、民法169条所定の定期給付債権に該当し、その消滅時効期間は5年と解するのが相当である。第1審原告は、受信料の公平負担の必要性や民法169条の立法趣旨等に鑑みれば受信料債権に同条は適用されないと主張するが、採用できない。しかしながら、消滅時効は『権利を行使することができる時』から進行するところ、XとYとの間で放送受信契約が成立してこの契約に基づく受信料支払債務が具体的に発生するのは本判決の確定の日であるから、XのYに対する受信料債権の消滅時効も、この日から進行を開始するものと解するのが相当である。そうすると、XのYに対する受信料債権の消滅時効期間が満了していないことは明らかであって、Yの消滅時効の主張は理由がない」として、Yに受信設備設置時からの受信料の支払を命じた。

## 【最高裁判決要旨】

最高裁大法廷平成29年12月6日判決

### 1 放送法の意義

本判決は、放送法64条1項の意義について、まず「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」とした上で、放送法は、「公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を發揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるよう図るべく、二本立て体制を採ることとしたものである」とする。そして、「放送法が、前記のとおり、原告につき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20条4項、83条1項）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである」として、放送法64条1項は、「原告の財政的基盤を確保するための法的に実効性のある手段として設けられたものと解されるのであり、法的強制力を持たない規定として定められたとみるのは困難である」とする。

そのうえで、受信契約については、「受信料の支払義務を、受信設備を設置することのみによって発生させたり、原告から受信設備設置者への一方的な申込みによって発生させたりするのではなく、受信契約の締結、すなわち原告と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものであることは明らかといえる」とし、受信設備設置者が申込みに対して承諾しない場合には、民法 414 条 2 項ただし書によって、裁判をもって受信設備設置者（債務者）の意思表示に代えることができるとする。このことから、原告（NHK）による申込みから相当期間経過後に受信契約が成立するという請求は認められないとした（主位的請求）。

また、原告は、受信設備設置者が設備設置後に速やかに申込みを承諾しなかったことが履行遅滞にあたるため、受信設備設置者は受信料相当額の損害賠償義務を負うと主張するが、「原告が策定し受信契約の内容としている放送受信規約によって受信契約の成立により受信設備の設置の月からの受信料債権が発生すると認められるのであるから、受信設備設置者が受信契約の締結を遅滞することにより原告に受信料相当額の損害が発生するとはいえない」とする（予備的請求①）。

## 2 放送法 64 条 1 項の憲法適合性について

被告は、「受信設備設置者に受信契約の締結を強制する放送法 64 条 1 項は、契約の自由、知る権利及び財産権等を侵害し、憲法 13 条、21 条、29 条に違反する」と主張しており、裁判所によるとその趣旨は、「〔1〕受信設備を設置することが必ずしも原告の放送を受信することにはならないにもかかわらず、受信設備設置者が原告に対し必ず受信料を支払わなければならぬとするのは不当であり、また、金銭的な負担なく受信することのできる民間放送を視聴する自由に対する制約にもなっている旨及び〔2〕受信料の支払義務を生じさせる受信契約の締結を強制し、かつ、その契約の内容は法定されておらず、原告が策定する放送受信規約によって定まる点で、契約自由の原則に反する旨をいうものと解される」とされる。これについて、裁判所は、放送制度の構築、放送法の制定について、「具体的にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法 21 条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしかるべきであるといえる」とする。

二本立て体制の下において、公共放送を担う原告（NHK）が「財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、・・・憲法 21 条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、かつ、放送をめぐる環境の変化が生じつつあるとして

も、なおその合理性が今日までに失われたとする事情も見いだせないのであるから、これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである」とした。くわえて、受信料の支払義務を受信契約により発生させることについては、「原告が、基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を收受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことからも、相当な方法であるといえる」とした。そして、「任意に受信契約を締結しない者に対してその締結を強制するに当たり、放送法には、締結を強制する契約の内容が定められておらず、一方当事者たる原告が策定する放送受信規約によってその内容が定められることとなっている点については、前記のとおり、同法が予定している受信契約の内容は、同法に定められた原告の目的にかなうものとして、受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なもので受信設備設置者間の公平が図られていることを要するものであり、放送法 64 条 1 項は、受信設備設置者に対し、上記のような内容の受信契約の締結を強制するにとどまる解されるから、前記の同法の目的を達成するのに必要かつ合理的な範囲内のものとして、憲法上許容されるというべきである」として、「放送法 64 条 1 項は、同法に定められた原告の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法 13 条、21 条、29 条に違反するものではないというべきである」とした。

### 3 受信料の範囲について

被告は、「受信契約の承諾の意思表示を命ずる判決が確定することにより受信契約が成立した場合に発生する受信料債権は、当該契約の成立時以降の分であり、受信設備の設置の月以降の分ではない旨主張するが、放送受信規約には、『受信契約を締結した者は受信設備の設置の月から定められた受信料を支払わなければならない旨の条項』」があり、「受信料は、受信設備設置者から広く公平に徴収されるべきものであるところ、同じ時期に受信設備を設置しながら、放送法 64 条 1 項に従い設置後速やかに受信契約を締結した者と、その締結を遅延した者との間で、支払うべき受信料の範囲に差異が生ずるのは公平とはいえないから、受信契約の成立によって受信設備の設置の月からの受信料債権が生ずるものとする上記条項は、受信設備設置者間の公平を図る上で必要かつ合理的であり、放送法の目的に沿うものといえる」ため、被告は受信設備設置の月以降の分の受信料を支払わなければならないとした。

#### 4 受信料債権の消滅時効について

「受信料が月額又は 6 箇月若しくは 12 箇月前払額で定められ、その支払方法が 2 箇月ごとの各期に当該期分を一括して支払う方法又は 6 箇月分若しくは 12 箇月分を一括して前払する方法によるものとされている受信契約に基づく受信料債権の消滅時効期間は、民法 169 条により 5 年と解すべきであるところ（最高裁平成 25 年（受）第 2024 号同 26 年 9 月 5 日第二小法廷判決・裁判集民事 247 号 159 頁参照）」、被告は、「受信設備設置の月以降の分の受信料債権が発生する場合、当該受信料債権の消滅時効は、受信契約上の本来の各履行期から進行し、本訴請求に係る受信料債権のうち一部については時効消滅している旨」主張する。これについて裁判所は、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する（民法 166 条 1 項）ところ、受信料債権は受信契約に基づき発生するものであるから、受信契約が成立する前においては、原告は、受信料債権を行使することができないといえる。この点、原告は、受信契約を締結していない受信設備設置者に対し、受信契約を締結するよう求めるとともに、これにより成立する受信契約に基づく受信料を請求することができることからすると、受信設備を設置しながら受信料を支払っていない者のうち、受信契約を締結している者については受信料債権が時効消滅する余地があり、受信契約を締結していない者についてはその余地がないということになるのは、不均衡であるようにも見える。しかし、通常は、受信設備設置者が原告に対し受信設備を設置した旨を通知しない限り、原告が受信設備設置者の存在を速やかに把握することは困難であると考えられ、他方、受信設備設置者は放送法 64 条 1 項により受信契約を締結する義務を負うのであるから、受信契約を締結していない者について、これを締結した者と異なり、受信料債権が時効消滅する余地がないのもやむを得ないというべきである」として、「受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権（受信契約成立後に履行期が到来するものを除く。）の消滅時効は、受信契約成立時から進行するものと解するのが相当である」と判示した。

なお本判決に対しては補足意見及び反対意見が出されている。

#### 【本判決の意義】

本判決が示されるまで、放送法 64 条の私法上の効果について、下級審は受信契約の締結義務を私法上認めたものとしつつ、①受信契約の申し込み後一定期間で契約が成立したものとする判決<sup>(2)</sup>と②判決によって受信設備設置者の承諾の意思表示に代えるとするものに分かれていた。この点につき、本判決は放送法 64 条 1 項の意義や受信契約の締結に関して判決をもって受信設備設置者の承諾の意思表示の代わりとする旨を最高裁として初めて示したものとされる<sup>(3)</sup>。

## 【分析の視点】

本判決においては、放送法 64 条 1 項の趣旨、同条の合憲性、受信料債権の範囲、受信料債権の消滅時効の起算点について言及されているが、本稿ではこのうち、受信料債権の範囲および受信料債権の消滅時効の起算点を対象とする。

NHK の受信料債権は一般の債権と同視できない性質を帯びるものとして考えられるため、時効の起算点に関する先例としての本判決の射程について検討する必要がある。また、受信設備設置時から受信料債権が発生しているとしつつ、時効の起算点は実際に契約を締結した時点である判決確定時とする理論の妥当性について本判決は十分な説明を行っているとはいえないのではないであろうか。そこで以下では、受信料債権の発生時点および時効期間を起算すべき日としての NHK の権利行使可能時はいつであるのかに関する本判決の評釈の議論を整理し、検討を行いたい。

## 【受信料制度の意義、受信契約の性質】

受信料とは、「NHK の業務を行なうための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国が NHK にその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられた NHK に徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金と解すべきである<sup>(4)</sup>」とされることから、「受信料は放送の視聴に対する対価ではないと解されている<sup>(5)</sup>」。また、有料放送化については、「公共放送は社会の全ての構成員にあまねく公平に必要不可欠な情報を提供するという役割を担っていることから受信料制度を採用しているものであるため、そのような性格を有する放送について視聴の対価として料金を徴収することは慎重に検討されるべきである<sup>(6)</sup>」とされる。そして、放送法第 1 条にある「受信についての契約」とは、「受信契約の締結義務を受信者に義務付けたものであり<sup>(7)</sup>」、「受信の有無にかかわらず受信契約の締結義務を課し、結果として受信料の支払い義務を課すことは、公共的機関である協会を設立し、全国あまねく豊かで良い番組を放送させ、その費用を国民が公平に分担するという法律の趣旨に適合するものである<sup>(8)</sup>」とされる。このように義務付けられている受信契約の性質は「公法上の契約ではなく、私法上の契約であり、「受信料の支払いを遅滞した場合等の事態が生じた場合は、民事訴訟法の定める手続きによることになる。<sup>(9)</sup>」とされている<sup>(10)</sup>。

## 【受信料債権の発生時点（範囲）と消滅時効の起算点】

上記のような性質を帯びた受信料債権について、受信契約締結と受信料債権の発生時期の関係、ならびに当該債権の消滅時効の起算点についてはどのように理解されているのである

うか。

#### (1) 受信料債権の発生時点（範囲）について

受信料債権の発生時点について、判例は、放送受信規約第4条1項に「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」とあることから、判決により契約が成立したとしても、その成立日は設置日にまで遡及し、受信料債権も設置日から発生しているとする。この点につき、本判決の補足意見を述べる小池裁判官、菅野裁判官は、「判決の確定により『受信設備を設置した月からの受信料を支払う義務を負うという内容の契約』が、上記判決の確定の時（意思表示の合致の時）に成立するのであって、受信設備の設置という過去の時点における承諾を命じたり、承諾の効力発生時期を遡及させたりするものではない」と説明している<sup>(11)</sup>。

他方で、評釈等をみると、裁判所の判断に反対の考えが多く示されている。

横山は、受信設備設置時から契約時までの期間の受信料について「契約に基づく受信料債権は、契約成立時から将来に向かってしか生じないから、受信規約5条1項<sup>(12)</sup>の定める受信料のうち、受信契約締結以前の分については、受信契約によって生じる当事者間の債権債務を定めたものと解することはできない」として、同条項は、「契約成立前の受信料相当額を受信機設置の月以降について支払う旨定めた特約と解すべきであろう」とする。そして「この特約の実質は、受信契約締結義務の遅滞を理由とする違約金といえる」とする。くわえて、「このような特約は、受信規約5条1項の上記趣旨によって正当化できるとしても、受信機設置者は、受信料債権は契約締結時以降について発生すると考えるのが通常である。」「また、当該条項の効力の観点からは、受信機設置後受信契約の締結まで長期間が経過した場合にも、受信機設置の月以降の受信料相当額の全額につきその有効性が認められるか議論の余地がある」とする<sup>(13), (14)</sup>。

片桐は、「受信契約の締結までに長い時間がかかり、かつ、個別具体的な事情の検討を通じて、過去の受信契約に基づく受信料債務が、受信設備設置者にとって大きな負担となると理解されるような場合などには、支分権たる受信料債権の発生を認めないなどの判断することが、契約の自由や財産権保障といった憲法論の観点からも適切であるように思われる<sup>(15)</sup>」として、設置者の事情に応じた判断の必要性を示す。

谷江は本判決が出される以前の下級審判決の評釈において、「①受信規約は受信契約の契約約款にすぎないのであるから、契約の成立時期について定めが置かれていたとしても、法的には意味のない規定であり、②放送法は、契約の成立時期や受信料支払債務の発生時期について規定を設けていない。また、③民事執行法は、判決確定の時に意思表示をしたものとみなしているが、擬制によって生じる契約の効果を過去の時点に遡らせる場合を一切規定していない。さらに、④契約の効果を受信機の設置時点に遡らせるることは、判例および通説に

よって認められていない事実的契約関係理論を実質的に認める結果となる」という以上4点の理由から、「受信料支払債務の発生を過去に遡らせる解釈をとることはできない<sup>(16)</sup>」とする。

また、本判決に対し反対意見を示している木内裁判官は、「意思表示を命ずる判決によって意思表示が効力を生ずるのは、民事執行法174条1項により、その判決の確定時と定められている。承諾を命ずる判決は過去の時点における承諾を命ずることはできないのであり、承諾が効力を生じ契約が成立するのは判決の確定時である。したがって、放送受信規約第4条第1項にいう受信設備設置の時点での受信契約の成立はありえない。受信料債権は定期給付債権である（最高裁平成25年（受）第2024号同26年9月5日第二小法廷判決・裁判集民事247号159頁）が、定期給付債権としての受信料債権を生ぜしめる定期金債権としての受信料債権は、受信契約によって生じ、その発生時点は判決の確定時である。受信契約が成立していなければ定期金債権としての受信料債権は存在せず、支分権としての受信料債権も生じない。したがって、放送受信規約第5条にいう受信設備の設置の月からの受信料支払義務の負担はありえない」とする。さらに「受信設備設置者は、多数意見のいうように、受信契約の締結義務を負いながらそれを履行していない者であるが、不法行為による損害賠償義務であっても行為時から20年の経過により、債権者の知不知にかかわらず消滅し、不当利得による返還義務であっても発生から10年の経過により、債権者の知不知にかかわらず消滅することと比較すると、およそ消滅時効により消滅することのない債務を負担すべき理由はない」として、本判決の判断に従うと時効にかかる債権を認めることになり得ると指摘している。

以上のように、判例は受信規約第5条を根拠に受信設備設置時からの受信料債権が契約締結時に発生するとしているのに対し、学説においては契約締結時以降にしか受信料債権は発生しないとする考えが示されていた。この点、小池・菅野両裁判官の補足意見のように理解すると、あらゆる場面で事實上の遡及効を認めることができてしまい、債務を負う側にとっては不利益な結果を招きかねない。仮に放送法に限っての解釈であるとしても、木内裁判官も指摘するように、判例の見解に従ってしまうと、時効にかかる債権を認めるのと同じ結果となり、不当に設置者に重い負担を強いることとなってしまうおそれが高いといえる。他方で、受信設備設置者との公平の観点からすれば、少なくとも各受信設備設置者の対応を原因とする不公平は回避すべきであるところ、設置時からの受信料の負担を求めるることは受信料制度の趣旨に適ったものといえるであろう<sup>(17)</sup>。学説のいうように本来であれば契約を締結しない以上は債権も発生しないのが通常であるところ、たとえ受信設備を設置していたとしても契約締結までは債権が発生しないとするのは一般的な理解であるが、NHK受信料の

趣旨からすると受信設備設置者間の公平を図ることはできないように思える。わが国の放送制度下においては、受信機が設置されたことを NHK が自動的に把握することはできない以上、NHK の契約締結に向けた活動のみではすべての受信設備設置者を把握することは困難である。そのため、仮に現行の放送法の趣旨や受信者間の平等ということを前提にするならば、受信設備設置時から受信料債権が発生するとしていることはやむを得ないといえる<sup>(18)</sup>。そのため、本判決が受信設備設置時から受信料債権が発生していると判断したことについては、現行の放送法の趣旨に沿ったものであると評価できる。

そこで、以下で検討するように、受信設備設置から長年が経過した後に受信契約締結にかかる訴えが提起される場合の不都合については、時効の起算点との関係でこれを解消することができるのではないか。

## （2）受信料債権の消滅時効の起算点

### ・設置時から時効期間が進行を開始するとする考え方

谷江は下級審判決に対する評釈において、「裁判例によれば、NHK は、受信機設置の時に受信契約の締結を請求することができ、受信契約が成立し効力を生じると、受信料の支払いを請求することができるようになる。また、受信契約の締結請求と受信料の支払請求は、併合することができると解されている」とし、これらを理由に「受信契約の締結請求と受信料の支払請求は、手段と目的の関係にあり、実質的には一体の請求である。そうすると、受信料の支払いを請求する権利の消滅時効は、民法 166 条 1 項の趣旨に照らし、受信機設置の時から進行すると解すべきである<sup>(19)</sup>」とする。そして、本判決に対する評釈においては、「受信契約の強制的締結を認めた結果、NHK は、受信設備が設置された時から、受信契約の締結及び受信料の支払いを請求することのできる法的地位を取得するのであるから、実務上の問題（受信設備設置者の存在を把握することが困難なこと）を理由に消滅時効を認める余地はないとする立論はあまりに粗雑である」として、やはり、受信機設置時から時効が進行すべきであるとする。くわえて、後述の平野の考えを引用した上で、「本判決のように解した場合であっても、受信料債権の範囲が信義則や権利濫用に当たる程度に長期間にわたると評価できる場合には、受信料債権の縮減を認めるのが相当である<sup>(20)</sup>」ともする。

### ・受信設備設置の事実の認識にかからしめる考え方

久保野は、「承諾の意思表示の請求とともに受信料の請求をなしうるのであるから、権利行使ができる（166 条 1 項）のは契約時であると言うのには疑問が残る。契約成立時より前の期間分の受信料の債権の成立の構造は必ずしも明確でなく、」時効にかからないとした判断は、「実質的には、受信設備設置者が X に受信設備設置を通知する義務を認め、設置者が

自らの義務を履行せずに受信料という公共的負担を免れるという不当な結果を避けようとするものと言えよう。受信設備設置の連絡がなされていた場合（前掲東京高判平成25年10月の事案参照）等、本判決を前提としても、契約成立より前の時点から起算される場合も考えられる<sup>(21)</sup>」とする。

また、「もし本判決のように、契約の成立まで時効が一切進行しないとすると、過去に受信設備を設置したが受信契約をしていない者は、何十年分でもいきなり全額請求がされることになる。民法166条1項について、権利行使の期待可能性を考慮するとしても、受信設備設置を認識して承諾を求めることが期待できるようになった時点から時効を起算する余地もあるように思われる<sup>(22)</sup>」として、一括請求を問題視する考えも示されている。

さらに、平野も「時効を全く認めないと、受信機を設置し何十年も受信契約をしてこなかった者は、過去の受信料全額の請求がされることになる」と指摘した上で、「受信契約をしたが滞納を長年続けている者との不均衡もあるが、ここには債権回収だけが残されておりそれを怠っているに過ぎない段階か否かという差がある。確かに時効の起算を否定することは、『やり得』を認めないと趣旨には合致しよう。しかし、それは反面、消滅時効制度の否定につながるのである。」「権利の性質に応じた権利行使の現実の期待可能性を必要とし、受信機設置を確認でき契約締結の強制を期待しうるようになった時からの起算を認め、悪質な妨害事例は信義則による時効援用を禁止することで対応すべきである<sup>(23)</sup>」として、信義則によって調整を図ることを提案している。

#### ・信義則等による制限により解決を図る考え方

富上は、本判決に従うと「受信契約を締結している者については受信料債権が時効消滅する余地があり、受信契約を締結していない者についてはその余地がないということになる点については、やむを得ないとしているが、仮に、看過できない不当な結果を生ずる場合には、権利濫用や信義則違反によって妥当な結論が導かれる余地はあるのではないかと思われる<sup>(24)</sup>」としている。

また、丸山は「受信契約締結に応じていなかった者との関係において、支分権たる受信料債権の5年の消滅時効の起算点を、受信契約の成立時（承諾の意思表示を命じる判決確定時）とした最大判平29・12・6民集71巻10号1817頁によって、請求し得る過去の受信料がかなり大きな額となり得る事態が問題としては残っていよう。経営上のあるべき判断とは別に、法的に考察した場合でも、受信料負担の公平性は絶対的なものではなく、民法169条の立法趣旨の1つである突然の高額請求に晒され困窮に陥らせるべきではないはない（原文ママ）という観点を考慮して、支分権たる受信料債権に基づく請求については、個別の事情から、信義則による一定の制約がかかる事態はあり得る<sup>(25)</sup>」として、富上と同じく信義則による

制限を主張するが、上記いずれの考えもいかなる場合にいかなる範囲で制限を課すべきであるかについての明確な基準は述べられていない。

山本は、「この判決を前提にしても、NHK 側から契約の申込みがされずに、突然訴えを起こされて、受信契約を締結されたというような受信者については、過去 5 年分を超えたような受信料の請求は、例えば信義則に反するとか、権利の濫用になるというような一般条項で否定される余地は、必ずしも否定されていないのかなと思います<sup>(26)</sup>」と述べ、受信料債権に適用される時効期間と同じ 5 年を上限に、それを超える部分については一般条項により制限する余地を認めている。

## 【分析】

本件最高裁は、消滅時効の起算点については、判決により受信設備設置者の承諾が擬制された時、すなわち、判決確定時からとする。受信料債権自体は受信設備設置時から発生しつつ、当該債権を行使できるのは受信契約締結時としたのである。たしかに、通常、受信設備を設置してから NHK との間で受信契約を締結するまでに一定期間の開きがある場合がある（たとえば、月末に設置し、月初めに契約の承諾（申込み）を行ったような場合）。放送法および放送受信規約が受信契約および受信料債権の発生時点を設置時としたのは、このようなタイムラグにより設置者間に不公平が生じてはならないと考えたためであるとするならば、この趣旨は理解できる。

しかしながら、上記のような状況とは異なる場面においてまで、受信契約の未締結のみをもって受信料債権の現実の行使ができないとして、消滅時効期間の計算が開始されないとすることは疑問である。仮に最高裁の判断に従うとするならば、たとえ受信設備設置時から 10 年 20 年が経過した後であっても、NHK は受信設備設置者に対して、すべての期間における受信料の支払いを求めることが可能となる。すなわち、NHK が、受信設備設置者が契約未締結であることを把握していたとしても、NHK が契約の申込みを行い、承諾がない場合に同契約の承諾を求める訴えを提起し、勝訴判決を得るという手続きを経ない限り、受信料債権の消滅時効は永遠に完成しないこととなる。むしろ、早期に手続きを行えば債権管理の負担が増えるが、放置しておけば時効にかかる債権を有することができてしまう。すなわち、本件最高裁判決により、今後、NHK は訴えを提起しさえすれば契約の締結を強制できるにもかかわらず、その手続きのための機会が与えられていながらこれを怠れば、事実上時効にかかる受信料債権を有し続けることができるようとなる。そもそも、受信料債権には民法 169 条が適用され、時効期間は 5 年とされている（最高裁第二小法廷平成 26 年 9 月 5 日判決集民第 247 号 159 頁）。同条の趣旨は梅によると以下のように理解されている。すなわち、定期給付金債権というものはその性質上、弁済がなされなければ債権者にとって

支障が生ずるものであるため、債権者が長く権利行使を怠ることは少なく、債務者も弁済額が小さいためその弁済を怠らない者である。そのため、債務者が受取証書を長く保存することは稀である<sup>(27)</sup>。また、定期給付金債権は毎回の弁済額は小さいもののそれが蓄積していくと多額にわたるものであるため、それにより債務者が窮することを回避するという目的もある<sup>(28)</sup>。以上の趣旨からすると、本来、債権（額）が蓄積することを回避すべきとの考え方から 169 条の適用があるにもかかわらず、本判決に従うと結果として契約締結時までの年月分蓄積された債務を受信設備設置者は負うこととなり、この点において矛盾が生じているようにも思える。このような結果を伴う本判決の判断について裁判所は、設置者間の公平を根拠にこれをやむを得ないとしている。この点、NHK の視聴の有無にかかわらず、受信設備設置者に広く公平な負担を求め、これによって公共放送としての独立性を確保するという受信料制度の趣旨はあくまで設置者に負担を強いることを目的としたのではなく NHK の独立性維持のためである。たとえ、受信契約を締結しておきながら支払を怠り、結果、直近 5 年以前の受信料債権については消滅時効を援用できる者（＝契約責任を果たさない者）と、受信契約の締結を拒否していた結果、受信設備設置時からの全額の受信料を請求される者（＝契約義務を果たさない者）とを異なる扱いにしたとしても直ちに NHK の独立性が揺るがされるわけではない。

そのため、ここで重視すべきは受信料債権の性質や放送法の意義よりも、受信契約を締結し受信料を支払った者（A）、受信契約は締結したが受信料は支払っていない者（B）、受信契約を拒み受信料を支払っていない者（C）の公平が図られているか否かである。仮にこれらの者が同月に受信設備を設置したとする。受信設備設置から 10 年が経過した場合、A は 10 年分の受信料を支払った状態、B は 10 年分の受信料の支払いを怠っているが請求されれば 5 年分のみ支払えばいい状態、C は 10 年分の受信料を支払う義務を訴訟の提起前であれば負わないが、訴訟が提起され敗訴すれば 10 年分の受信料を支払う義務を負う状態にある。AB 間の不公平については、NHK が債権管理を怠った結果でありやむを得ないとされており、まさに消滅時効が適用されうる場面であると思われる。BC 間の不公平については、C が契約を拒んだ結果でありやむを得ないとされる。そして、このとき A と C は受信料の支払い総額という点においては公平である。本判決の補足意見では、BC 間の不公平はやむを得ないとしているが、上述の通り、NHK が受信設備設置を認識しつつも契約締結に向けた行動をとらず、その結果、10 年分すべての受信料を請求できることは、同様の懈怠により一方は義務を免れ、他方は一切免れることができないという点で不均衡であるといえるのではないであろうか。このような不均衡が生じてしまうことは、消滅時効の趣旨に反するのではないであろうか。

消滅時効制度の存在理由の 1 つにいわゆる「権利の上に眠る者は保護に値しない」が挙げ

られる。これは、債権者が債権を行使できるにもかかわらずこれを怠った場合に、消滅時効が完成して当該債権が消滅することもやむを得ないということを意味すると理解することができる。たしかに、NHK の受信契約の場合、契約を締結しない限り、受信料債権を行使することはできないが、その前提である契約締結については判決をもってこれに代えることができる。また、岡部裁判官の補足意見において述べられていた放送法 64 条 1 項により NHK に私法上の権利である受信契約承諾請求権が発生しているとするならば、なおのこと当該手段・権利の行使を怠りながらその先にある受信料債権については永久に保障されるることは、消滅時効制度の趣旨に反しているといわざるを得ない。仮に判決確定時からそれ以降の受信料債権が発生するのであるならば債権の発生と時効の起算点との整合性は図られているといえるが、そうでない以上、やはり、単なる権利の不存在と潜在的に債権が発生している場合とを同列に論じるべきではないであろう<sup>(29)</sup>。とりわけ、潜在的な受信料債権が実際に行使することのできる債権へと変わる基準を NHK による受信契約の申込みおよび訴えの提起という NHK の行為にからしめる場合には、NHK はやはり契約締結に向けた行動をするべきである。これを怠った場合であっても契約未締結を理由に消滅時効期間が進行しないことは、消滅時効制度の趣旨からは是認しがたいものであろう。ただし、我が国の放送制度上、NHK が設置者すべてを即時に把握することが困難である以上、常に設置時から消滅時効期間が進行するとしてしまうのは NHK にとって酷であろう<sup>(30)</sup>。そのため、NHK が設置者による受信設備の設置を認識できた時から時効期間が進行を開始するとすれば、手続きのための期間も十分確保されており、NHK にとっても十分管理が可能であるといえるのではないであろうか<sup>(31), (32)</sup>。

以上のことから、受信料債権の実際の行使ができない時点であったとしても、同権利行使の実現の可否は NHK に委ねられているという特別な事情を考慮し、受信料債権に関しては NHK が受信設備設置を把握した時から消滅時効期間の進行が開始すると解すべきである。本件事案にあてはめてみると、受信設備の設置は平成 18 年 3 月 22 日であり、NHK が契約締結を求めたのが平成 23 年 9 月 21 日であったことから、遅くとも平成 23 年 9 月 21 日頃には NHK は契約締結に向けた訴訟手続きをとることができたといえるため、その時点（正確には実際に NHK が受信設備設置を把握した日）から消滅時効期間が起算されることとなる。もっとも、本判決が出されるまで判決による契約締結の擬制が可能であるか定かでなく、NHK に手続きを探ることを求めるのは酷であったため、本判決が出された時点において NHK の懈怠を非難することは困難であろう<sup>(33)</sup>。

最後に、改正民法下において NHK 受信料債権の消滅時効がどのように扱われるかについて考えたい。改正民法下では消滅時効について、債権者が権利を行使することができるることを知った時から 5 年間行使しないとき（主観的起算点）と権利を行使することができる時から

10年間行使しないとき（客観的起算点）の二重の期間が定められている。このとき、NHK受信料債権の時効の起算点については3通りの考え方ができる。①受信設備設置時から10年、NHKが受信設備設置を把握した時から5年、②NHKが受信設備設置を把握するまでは権利を行使できないため、同債権の時効の起算点は主觀的であれ客観的であれいずれも同じ時点となり、5年の消滅時効期間だけが適用される、③NHKが受信設備の設置を把握できる時から10年、NHKが受信設備設置を把握した時から5年というものである。①については上記の通り、現実に受信設備の設置を把握することが困難である現状を踏まえると妥当ではない<sup>(34)</sup>。②は本稿で指摘した通り、NHKに受信契約締結に向けた動きを求めるこことできる時を起算点とするものであるため、本判決により認められた判決をもって受信契約締結の意思表示に代えることができるとされることは整合性のとれた考えであろう。③も主觀的起算点については②と同じく現行制度上妥当であるとともに、「受信設備の設置を把握できる時」が客観的起算点とされることで、よりNHKに契約管理を正確に注意深く行わせ、時効にかかる債権の発生を防ぐことができるであろう。そのため、時効制度の趣旨との関係においても、③が最も妥当な起算点とされるのではないであろうか。ただし、実務的には受信設備の設置を「把握できる時」と「把握した時」は同時になることが予想されるため、②③いずれの起算点によるとしても実質的な起算点はNHKが受信設備の設置を「把握した時」となるであろう。なお、NHKがスクランブル放送化されれば、当然、受信料債権はNHKの視聴を欲した者がNHKと受信契約を締結した時点となるため、本稿で分析している時効の起算点の問題はひとまずは解決されることとなることを付言しておきたい。

以上の分析から、NHK受信料債権の消滅時効の起算点は、NHKが受信設備の設置を把握した時とするのが妥当であり、この点で本判決を支持することはできない。今後は、民法改正も踏まえ放送法や放送受信規約の見直しを行い、時効の起算点についても制度に即した適切なものが明確に規定されることを期待したい。

## 注

(1) 放送法64条1項本文

「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」

(2) 東京高裁平成25年10月30日判決(判例時報2203号34頁、判例タイムズ1396号96頁)

「受信者は、受信契約の締結に応じることを拒絶する正当な理由がない場合には受信契約締結に応じなければならないのであるから、受信契約を成立させるために、まず、受信者に対して受信契約締結を承諾する意思表示を強制して契約を成立させる手続を要求することは、実際上意味のない受信契約締結を承諾する意思表示を命ずる判決を要することになり、迂遠な方法であるばかりでなく、正当な

理由がないのに受信契約締結に応じない受信者について、上記判決の確定まで受信契約の成立が認められないことになる点において不合理であり、かつ他の受信料を支払っている受信者との間で不公平であるというべきである。」「放送法 64 条 1 項に規定する受信者の受信契約締結義務の効果として、控訴人が、受信契約締結に正当な理由なく応じない受信者に対して、受信契約締結の申込みを行った場合には、これに対して当該受信者が承諾の意思表示を行わないときにおいても、通常必要と考えられる相当期間を経過した時点で受信契約が成立し、控訴人は、当該受信者に対して、受信契約締結を承諾する意思表示を命ずる判決を求める事なく、受信契約に基づく受信料の支払を請求できるものと解するのが相当である。また、上記相当期間は、控訴人の主張するとおり、長くても 2 週間と認めるのが相当である。」

東京地裁平成 28 年 3 月 9 日判決（判例時報 2330 号 23 頁）

上記東京高裁と同様の理由から、「放送法 64 条 1 項に規定する受信設備設置者の放送受信契約締結義務の効果として、原告が、放送受信契約締結に正当な理由なく応じない受信設備設置者に対して、放送受信契約締結の申込みを行った場合には、これに対して当該受信設備設置者が承諾の意思表示を行わないときにおいても、相当期間（1 週間が相当である。）経過後に、放送受信契約が成立し、原告は、当該受信設備設置者に対して、放送受信契約に基づく放送受信料の支払を請求できるものと解するのが相当である。」

- (3) 本判決に関する文献としては、西土彰一郎「受信料制度の合憲性」新・判例解説 WATCH 22 号（2017 年）29-32 頁、平野裕之「放送法 64 条 1 項の受信契約締結義務及び受信料支払義務の成立時期ならびに時効起算点」新・判例解説 WATCH 22 号（2017 年）85-88 頁、浅妻章如「NHK 受信料訴訟大法廷判決の検討——租税法の観点から」ジュリスト 1519 号（2018 年）45-50 頁、独立行政法人国民生活センター「暮らしの判例 NHK との放送受信契約の成立時期、受信料支払義務の発生時期と消滅時効の起算点」国民生活 69 号（2018 年）33-35 頁、久保野恵美子「NHK 受信契約の締結強制による受信料成立及び同債権の消滅時効の起算点」法学教室 452 号（2018 年）135 頁、片桐直人「判例批評 NHK 受信料訴訟大法廷判決[最高裁平成 29.12.6.]」民商法雑誌 154 卷 5 号（2018 年）155-175 頁、富上智子「NHK 受信料訴訟大法廷判決の解説」ジュリスト 1519 号（2018 年）32-38 頁、横山美夏「NHK 放送受信契約の締結をめぐる諸問題——最大判平成 29 年 12 月 6 日の検討」ジュリスト 1519 号（2018 年）39-44 頁、丸山絵美子「NHK 受信料債権と民法 168 条 1 項前段の適用の有無」民事判例 18—2018 年後期（2019 年）86-87 頁、谷江陽介「放送法六四条一項の合憲性と承諾の意思表示を命ずる判決の確定により発生する受信料債権の範囲等」私法判例リマーカス 58 号（2019 年）26-29 頁、前田聰「放送法 64 条 1 項の合憲性—NHK 受信料訴訟大法廷判決（最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁）—」流通法学 18 卷 2 号（2019 年）1-42 頁、富上智子「判解」法曹時報 71 卷 9 号（2019 年）137-201 頁などがある。

- (4) 『臨時放送関係法制調査会答申書』日本民間放送連盟（1964 年）81-82 頁。同趣旨のものとして

「NHK 受信料をめぐる諸問題について」第 168 回国会（臨時会）総務委員会参考資料  
[\\$File/soumu\\_200711\\_nhk.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/soumu_200711_nhk.pdf) などがある。

(5) 金澤薫『放送法逐条解説』（情報通信振興会、第 2 版、2012 年）173 頁。

(6) 金澤・前掲注(5) 173 頁。.

(7) 金澤・前掲注(5) 173 頁。

(8) 金澤・前掲注(5) 174 頁。

放送法の趣旨に関しては、一般的に同様の理解が示されている。

「NHK の放送を受信しうる可能性（状態）を発生せしめた受信設備の設置者のすべてを受信契約の対象としている。受信設備の設置者が事実上 NHK の放送を視聴しているか否かは問わない。」河野弘矩『NHK 受信契約』『現代契約法体系第 7 卷 サービス・労務供給契約』（有斐閣、1984 年）241-242 頁、「NHK の放送を視聴しているかどうかとは関係なく、NHK の放送を受信できる受信設備を設置した者は、NHK と受信契約をしなければならない」とし、受信者に契約締結義務を課す仕組みを探っている。鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶『放送法を読みとく』（商事法務、2009 年）258 頁など。

(9) 金澤・前掲注(5) 175 頁。

(10) なお、臨時放送関係法制調査会では、受信契約に対して「現行放送法は、受信料の徴収と支払いの法律関係を『受信契約』の強制という形で表現しているが、『契約』の語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制は行なわないで、直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい」との見解を示している。（前掲注(4)『臨時放送関係法制調査会答申書』82 頁）

(11) この点については、山本も「任意に契約を結ぶときも当然設備設置から一定期間後に契約を結ぶ人はいるはずで、その場合も設備設置時からの支払義務が、契約を結んだときに発生すると解しているのではないかと思います。これは小池裕・菅野博之共同補足意見がその趣旨を述べているのではないかと思いますが、合理的かなと思います」として、これに賛同している。（山本和彦「座談会 NHK 受信料訴訟大法廷判決を受けて」ジャーリスト 1519 号（2018 年）27 頁。）

(12) 放送受信規約第 5 条 1 項「放送受信契約者は、受信機の設置の月から第 9 条第 2 項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1 の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」

種別	支払区分	月額	6 か月	12 か月
			前払額	前払額
地上	口座・クレジット	1,260 円	7,190 円	13,990 円
契約	継続振込等	1,310 円	7,475 円	14,545 円

衛星	口座・クレジット	2,230 円	12,730 円	24,770 円
契約	継続振込等	2,280 円	13,015 円	25,320 円
特別	口座・クレジット	985 円	5,620 円	10,940 円
契約	継続振込等	1,035 円	5,905 円	11,490 円

図については [https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/compliant\\_2.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/compliant_2.html) より引用。

- (13) 横山・前掲注(3) 44 頁。
  - (14) なお、横山は当該債権の時効の起算点については言及していないが、契約締結時を基準に受信料債権が発生することを原則としていることから、契約時を基準にしていると考えられる。横山・前掲注(3) 44 頁。
  - (15) 片桐・前掲注(3) 174 頁。
  - (16) 谷江陽介「判例研究 放送受信契約の強制的成立[東京高裁平成 25.10.30 判決、東京高裁平成 25.12.18 判決]」東海法学第 49 号 (2015 年) 52 頁。
  - (17) なお、この問題は、受信設備設置者が設置後一定期間経過後に受信設備を廃棄した場合の契約締結の可能性や放送受信規約に約款としての効果が認められるのかなどとも関連してくるものであるため、詳細な検討は別稿にて行いたい。
  - (18) 契約未締結であっても受信料債権が発生するとするならば、受信料債権は租税債権と同種のものと考えられる。そのような視点から分析するものとして、たとえば、浅妻・前掲注(3) 45-50 頁などが挙げられる。
  - (19) 谷江・前掲注(16) 53 頁。
  - (20) 谷江・前掲注(3) 29 頁。
  - (21) 久保野・前掲注(3) 135 頁。
  - (22) 独立行政法人国民生活センター・前掲注(3) 35 頁。
  - (23) 平野・前掲注(3) 88 頁。
  - (24) 判例時報 2365 号 (2018 年) 7 頁、富上・前掲注(3) 37-38 頁。
  - (25) 丸山・前掲注(3) 87 頁。
  - (26) 山本・前掲注(11) 28 頁。
  - (27) 梅謙次郎『訂正増補 民法要義卷之一総則編』(有斐閣、明治 44 年版復刻、1984 年) 428-429 頁。
  - (28) 梅謙次郎『日本民法証拠編講義』(新青出版、2002 年) 413 頁。
  - (29) この点、消滅時効制度の趣旨を弁済の蓋然性に求める立場は最高裁の判決に親和的であると思われる。しかしながら、そもそも受信契約を締結していない以上、債務を弁済する必要性がないため、この場面においては弁済の蓋然性については一歩後退すべきではないかと考えられる。
- なお、受信料債権と消滅時効の存在理由との関係につき、NHK 受信料債権の消滅時効期間について判

断した最高裁平成 26 年 9 月 5 日判決の評釈中の「未弁済の自認と受信料債権の消滅時効の根拠」の中で、草野は、「公法上の金銭債権の時効については、公法上の権利関係を早期に安定させるのがその趣旨だとされるが、とりわけ国や公共団体が債権者である場合、私見では、時効には公権力の行使の時的限界を画す機能があるものと思われる」とした上で、NHK は国から独立しており、また受信料の徴収方法が民事訴訟手続きによるものである点から、「公法上の債権と受信料債権との間には差異が存する」としつつも、「受信料は公共目的をもった NHK という特殊法人が受信者の意に反しても徴収するものとされており、受信料債権がこのような性質を有すると解される以上、公法上の債権と同様、債権者である NHK の権利行使に時間的制限がかけられてもやむを得ないと考えられる」とする。そして、「受信料債権の時効には、実際に受信料を支払ったがその証拠を失った者の立証困難の救済という目的のほかに、NHK が無期限に受信料の取立てをすることを許さないという趣旨も含まれている、と思料される」とする。(草野元己「NHK 受信料債権の消滅時効期間」私法判例リマーカス 52 号(2016 年) 21 頁。)

(30) 従来であれば家屋に設置されたアンテナの有無等によって外観から受信設備設置の有無を判断できたが、地デジ化が行われ、アンテナが不要となった現代において、NHK が受信設備設置の有無を判断することはより困難になったといえる。

(31) 本稿のような理解に立つと、この場面における消滅時効は NHK の権利保護のための期間制限であると同時に、NHK に契約締結に向けた行動をとることを間接的に強いる機能を強く有するものであると理解できる。

(32) 仮に本判決を支持する立場からすれば、時効にかかるない受信料債権の存在を認めるべきではなく、契約締結義務を負う受信設備設置者が積極的に義務を果たせばよいという理論が展開され得るが、それは契約の締結強制との関係の問題であり、時効の起算点を遅らせることで契約締結を迫るというのは誤った解釈であろう。

(33) なお、本稿においては、放送法 64 条 1 項をはじめとする同法の妥当性（現在の放送制度に合致するか否か等）については触れていない。そのため、あくまでも放送法および受信規約並びにこれらを基に判断した本判決の時効に関する部分以外を妥当とした場合の問題点を指摘するにとどまっている。そもそも NHK 受信契約の問題は同制度そのものの妥当性、受信料債権の租税的性質、契約未締結時に債権が発生するという契約法の原則に反する取り扱い、スクランブル放送との関係性などその議論の対象は多岐にわたるものであるが、紙幅の都合上、本稿では消滅時効についてのみ取り扱った。今後、そのほかの点についても検討を行っていただきたい。

(34) ただし、受信設備購入時に受信設備設置の届け出などを NHK にしなければならないといったように、NHK が受信設備の設置を把握できる制度が構築された場合には、①の起算点が最も妥当であろう。